

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令案要綱

第一 国家戦略特別区域に、北海道の区域、宮城県及び熊本県の区域並びに福島県及び長崎県の区域を追加すること。

第二 この政令は、公布の日から施行すること。